

		制度改善前	制度改善後
申請		個人を含め誰でも可能。	個人を含め誰でも可能。ただし、各国政府機関を通じて提出する必要がある。
受領性審査		なし	専門家が審査し、問題のある案件は以後のプロセスに進めなくなる
申請情報の加盟国への共有		なし	加盟国等が閲覧可能なウェブサイトに申請情報が掲載される。
第一次審査		RSCが審査しIACに勧告	RSCが審査しIACに勧告
最終審査		IACが審査し事務局長に勧告	IACが審査し事務局長を通じて執行委員会に勧告。
対立案件の扱い	異議申立	なし	加盟国は申請情報のウェブサイト掲載後、60日(最大90日)以内に異議申立が可能。 異議申立を受けた申請者は30日(最大90日)以内に異議申立国に回答。 異議申立国は30日以内に異議申立の撤回・維持を決定。
	対話	なし	当事国は次の選択を行う。いずれの場合も、対話の結果、当事国が合意すればプロセス再開。対話中はその事実を執行委員会に報告。 ①当事国は自由に決める方式により期限を設けず対話を行う。その間、RSCは審査を継続するが、審査結果は当事国の同意がない限り対外秘。それ以上のプロセスには進まない。 ②当事国は仲介者(当事国の同意を得て事務局長が任命)により期限を設けず対話を行う。その間、RSCは審査を停止し、それ以上のプロセスには進まない。
	対話中の申請情報管理	全ての案件が登録まで対外秘	(上記①の場合)加盟国等が閲覧できるウェブサイトに保存。 (上記②の場合)当事国のみが閲覧できる状態で保存。 加盟国等が閲覧できるウェブサイトには、案件名と案件の現状に関する短い事実的な説明文のみ掲載。
登録決定		事務局長	ユネスコ執行委員会(注:選挙で選ばれる加盟国58か国で構成)

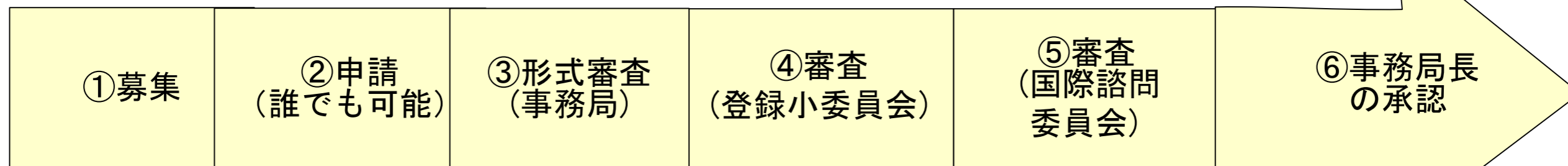
(注) IAC: 国際諮問委員会(International Advisory Committee): 14名の文書管理の専門家で構成。事務局長が任命。任期4年(1度のみ再任可)。

RSC: 登録小委員会(Register Sub-Committee): 9名の文書管理の専門家で構成。IACが任命。任期4年(再任可)。

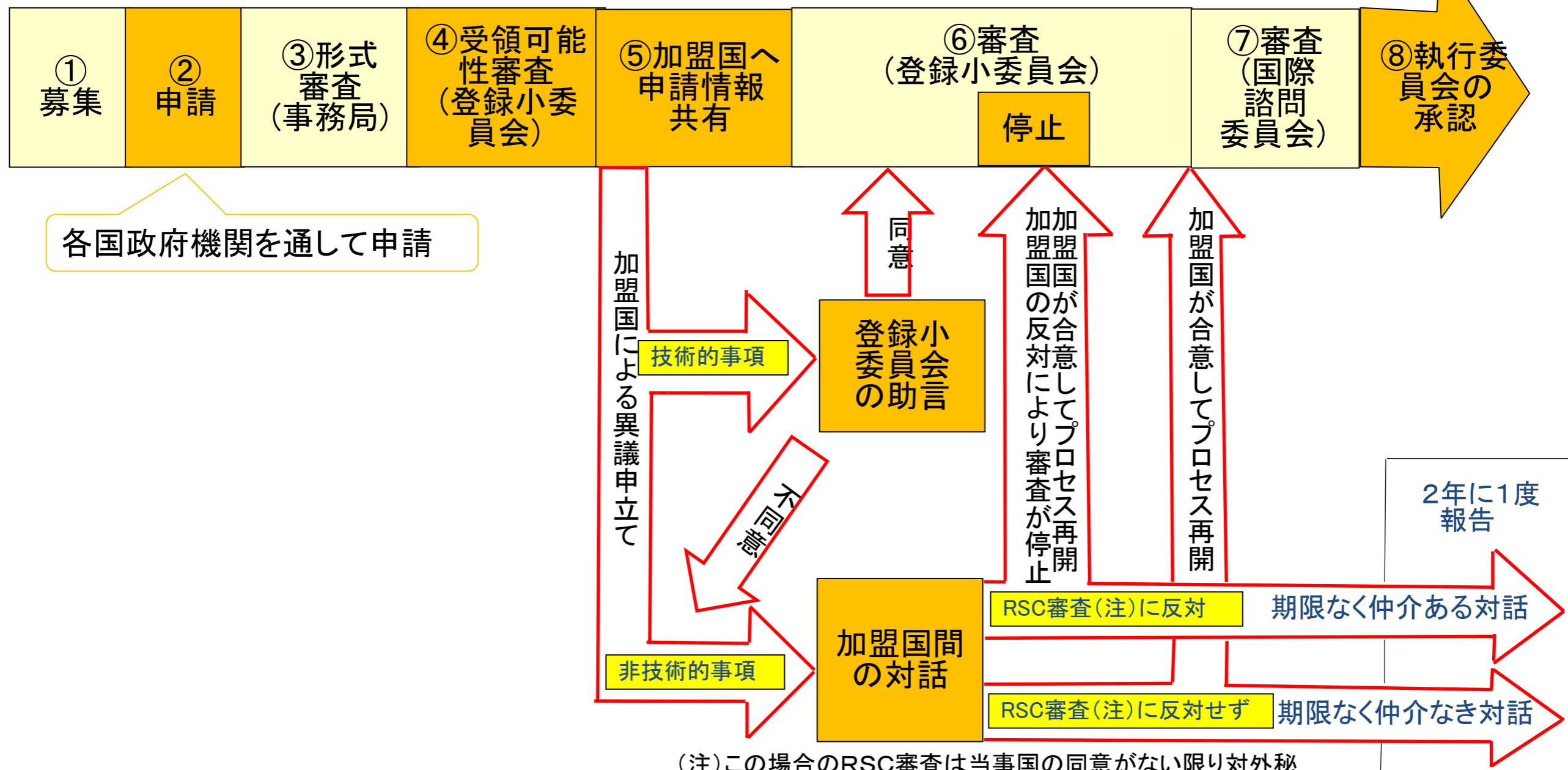
(参考) 新手順フローチャート

令和3年3月
省 外 務 省

1 旧規定



2 新規定(案)



(注)この場合のRSC審査は当事国の同意がない限り対外秘